（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）に規定する特定一般用医薬品等購入費（次項において「特定一般用医薬品等購入費」という。）の額その他の財務省令で定める事項の記載がある明細書を当該申告書に添付し、かつ、当該居住者がその年中に同条第一項に規定する取組を行つたことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行つた年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。）を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければ」と、同条第五項中「前項第一号に掲げる書類」とあるのは「前項に規定する明細書」と、「医療費に」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費に」と、「証する書類」とあるのは「証する書類（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限る。）」とする。

第四十一条の十九の二第一項中「第三項まで」の下に「及び次条第六項」を加え、「次条第一項」を「同条第一項」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「この項に」を「この項並びに同条第六項及び第八項に」に、「標準的費用額」を「耐震改修標準的費用額」に改める。

第四十一条の十九の三第三項中「金額。以下この項」の下に「、第七項及び第八項」を加え、「標準的費用額」を「断熱改修標準的費用額」に改め、「ものに限る」の下に「。以下この項、第七項及び第八項において「対象一般断熱改修工事等」という」を加え、「一般断熱改修工事等に」を「対象一般断熱改修工事等に」に、「一般断熱改修工事等の日」を「対象一般断熱改修工事等の日」に改め、同条第四項第一号中「第八項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同条第十六項中「第六項」を「第九項」に改め、「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「及び第五項」の下に「から第八項まで」を加え、「一般断熱改修工事等又は」を「対象一般断熱改修工事等、」に、「が行われた」を「、第六項に規定する対象住宅耐震改修と併せて行う同項に規定する対象耐久性向上改修工事等、第七項の対象一般断熱改修工事等と併せて行う同項の対象耐久性向上改修工事等又は第八項の対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行う同項の対象耐久性向上改修工事等が行われた」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第三項、第七項及び第八項の規定は、個人がその年の前年以前三年内の各年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該各年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について第三項に規定する対象一般断熱改修工事等をした場合は、この限りでない。

第四十一条の十九の三第九項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　第六項に規定する耐久性向上改修工事等とは、個人が所有している家屋につき行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための改修工事で政令で定めるものをいう。

第四十一条の十九の三第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「前項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　個人が、住宅耐震改修（耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項及び第八項において「対象住宅耐震改修」という。）と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について耐久性向上改修工事等（当該耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該耐久性向上改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項から第八項までにおいて「耐久性向上改修標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項から第八項までにおいて「対象耐久性向上改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該対象住宅耐震改修及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十九年四月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該対象耐久性向上改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。次項及び第八項において同じ。）には、第三項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、耐震改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

7　個人が、対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十九年四月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、第三項若しくは前項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第十一項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、二百五十万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

8　個人が、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等並びに当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十九年四月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、第三項若しくは前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、耐震改修標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が五百万円（対象一般断熱改修工事等として第十一項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、六百万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、五百万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

第四十一条の十九の五第十項の表第四十条の三の四第一項の項を削る。

第四十二条の二第一項中「が」の下に「振替債等に係る債券現先取引等（」を加え、「（政令で定める要件」を「をいう。第三項及び第六項において同じ。）で政令で定める要件」に改め、「に限る。）をいう。第十項において同じ。）」を削り、「第十項において同じ。）に」を「同項において同じ。）で政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）で外国金融機関等と特定金融機関等との間で行われるもの（当該取引が外国金融機関等のうち第六項第一号ロに掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該外国金融機関等が金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業（以下この条において「金融商品債務引受業」という。）と同種類の業務として他の外国金融機関等（同号ロに掲げる外国法人を除く。以下この項において同じ。）と特定金融機関等（第六項第二号ロに掲げる法人を除く。）との間で行われた振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務を引受け、更改その他の方法（以下この条において「引受け等」という。）により負担したことに係るものである場合に限るものとし、当該取引が特定金融機関等のうち第六項第二号ロに掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として外国金融機関等と他の特定金融機関等（同号ロに掲げる法人を除く。）との間で行われた振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務を引受け等により負担したことに係るものである場合に限るものとする。次項及び第十二項において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。）に」に、「同条第一項第十号」を「所得税法第百六十一条第一項第十号」に改め、「。以下この条において「特定利子」という。」を削り、同項第一号中「振替国債」の下に「（第三項において「振替国債」という。）」を加え、同条第二項中「特定利子の支払を受ける」を「同項の」